

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
参加表明者の経験及び能力		
資格要件		
技術部門登録	(様式-2) ・ 当該業務に関する部門（「物件部門」）の補償コンサルタント登録がある。 上記以外は指名しない。	数値化しない
業務経験		
業務実績	(様式-2) 同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ 上記以外 記載する業務は1件とする。 入札説明書（共通事項）4. (2) 1) ア) a) ~ d) に該当する業務の場合は指名しない。	① 9 ② 5 ③ 指名しない
地域性		—
地理的条件	(様式-2) 本店、支店又は営業所の所在地を以下により評価する。 ① 埼玉県内に本店がある。 ② 埼玉県内に支店又は営業所がある。 ③ 上記以外	① 3 ② 1 ③ 指名しない
地域貢献度	(様式-2) 国・特殊法人・地方公共団体等発注業務（設計共同体としての業務を含む）において、令和2年度以降参加表明書の提出までに、以下の災害活動実績のある者を評価する。 ① 発注事務所における災害活動実績がある。 ② 発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等における災害活動実績がある。 ③ 関東地方整備局管内における災害活動実績がある。関東地方整備局管外における災害活動実績がある。 ④ 上記以外 ②の場合は、③を満たすこと。 なお、上記の「事務所等」には、出張所は含まない。 また、②及び③の「関東地方整備局管内における活動実績」における発注機関は、国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等を含むが、「関東地方整備局管外における災害活動実績」は、特定非常時災害により関東地方整備局長から要請を受け、災害活動の実績がある場合に評価する。	① 2 ② 2 ③ 1 ④ 0
災害協定締結の有無	(様式-2) 参加表明書の提出期限に以下の災害協定の締結がある者を評価する。 ① 発注事務所における災害協定の締結がある。 ② 上記以外	① 1 ② 0
専門技術力		
業務成績	令和5年度以降令和6年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）のうち、関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均業務成績を下記の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。	① 3 0 ② 2 4 ③ 1 8 ④ 1 2 ⑤ 6 ⑥ 0

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
	<p>1) 関東地方整備局発注の実績 2) 業務成績評価における全国評価の試行 3) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。</p> <p>① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 75点以上76点未満 ④ 74点以上75点未満 ⑤ 73点以上74点未満 ⑥ 60点以上73点未満 ⑦ 60点未満</p>	⑦指名しない
優良表彰	<p>(様式-2)</p> <p>令和5年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優良業務表彰等の表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。</p> <p>なお、「インフラDX大賞」「関東インフラDX大賞」の受賞実績については、発注する業務の業種区分に関わらず評価する。</p> <p>① 関東地方整備局発注業務で優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。 ③ インフラDX大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた経験がある者。 ④ 関東インフラDX大賞（局長）を受けた経験がある者。 ⑤ 関東インフラDX大賞（事務所長）を受けた経験がある者。 ⑥ 上記以外</p>	① 5 ② 3 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0
中立公平性	<p>(様式-2②)</p> <p>本業務の履行箇所に係る補償関係者との間において資本的・人的関係がないこと。</p> <p>上記の条件が確認できない場合は指名しない。</p>	数値化しない
守秘性	<p>(様式-2②)</p> <p>守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて、社則などに明記していること。</p> <p>上記が明記された社則等を添付すること。</p> <p>上記の条件が確認できない場合は指名しない。</p>	数値化しない
技術力	<p>(様式-2②)</p> <p>用地補償に関する社内研修を定期的に実施している者であること又は用地補償に関する他機関主催の研修に参加している者であること。</p> <p>研修実施や研修参加を証明する書類を添付すること。</p> <p>上記の条件が確認できない場合は指名しない。</p>	数値化しない
主任担当者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格	<p>(様式-3)</p> <p>技術者資格を下記の項目で評価する。</p> <p>① a) 「物件部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） b) 「物件部門」の補償業務管理士 ② c) 「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 d) 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</p> <p>③上記以外。</p>	① 4 ② 2 ③指名しない

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウェイト
継続教育取組実績		
CPDの取得状況 (様式-3)	CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書(写し)があり、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位(30単位)を満たしている者。 ② 上記以外	① 1 ② 0
業務経験		
業務実績 (様式-3)	同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 ③ 上記以外。 但し、入札説明書(共通事項)4.(2)2)イ)但し書きに記載の業務は、実績として認めない。	① 10 ② 5 ③ 指名しない
若手技術者 (様式-3)	若手技術者の活用について以下の順位で評価する。 ① 主任担当者に若手技術者(35歳以下)を配置する場合。 ② 主任担当者に若手技術者(40歳以下※)を配置する場合。※①を除く ③ 上記以外	① 7 ② 4 ③ 0
専門技術力		
業務成績 (様式-3)	令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務(設計共同体としての業務を含む。)のうち、関東地方整備局発注業務(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を下記の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 関東地方整備局発注の実績 2) 業務成績評価における全国評価の試行 3) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。 ① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 75点以上76点未満 ④ 74点以上75点未満 ⑤ 73点以上74点未満 ⑥ 60点以上73点未満 ⑦ 60点未満	① 25 ② 20 ③ 15 ④ 10 ⑤ 5 ⑥ 0 ⑦ 指名しない
	令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者、担当技術者とする。	-5
優良表彰 (様式-3)	令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。 ① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。	① 3 ② 2 ③ 1

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
	<p>③ 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。 ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。</p>	
直接的雇用関係	<p>本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならぬ。 上記の条件が確認できない場合は指名しない。</p>	数値化しない
人的関係	<p>本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がないこと。 上記の条件が確認できない場合は指名しない。</p>	数値化しない
専任性	<p>手持ち業務量 (様式-3) 手持ち業務量が、入札説明書（共通事項）による契約金額以上又は契約件数以上となる者は指名しない。</p>	指名しない
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格	<p>(様式-3②) 下記のいずれかの資格等を有すること。 a) 「物件部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） b) 「物件部門」の補償業務管理士 c) 「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 d) 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。 上記以外の場合は指名しない</p>	数値化しない
継続教育取組実績		
CPDの取得状況	<p>(様式-3) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書(写し)が有り、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位(30単位)を満たしている者。 ② 上記以外</p>	数値化しない
業務経験		
業務実績	<p>(様式-3②) 下記のいずれかの業務実績を有すること。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。 上記以外の場合は指名しない。 ただし、入札説明書（共通事項）4. (2) 2) ケ) ただし書きに記載の業務は、実績として認めない。</p>	数値化しない
専門技術力		
業務成績	<p>令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点が60点未満である場合は指名しない。</p>	数値化しない
直接的雇用関係	<p>本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、直接的雇用関係がなければならぬ。 上記の条件が確認できない場合は指名しない。</p>	数値化しない

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
	評価の着目点 判断基準	
人的関係	本業務の履行箇所に係る被補償者との間において人的関係がないこと。 上記の条件が確認できない場合は指名しない。	数値化しない
業務実施体制		
	業務実施体制の妥当性 (様式-4) 業務の分担について記載する。 4. (1) 1) に記載する登録規程第2条第1項別表の登録部門が複数ある場合は、各部門の業務を担当する技術者間の連携が十分に図れる体制とすること。 なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には指名しない。 ① 主たる部分を再委託する場合。 ② 業務の分担構成が、以下の1)から2)などで不明確又は不自然な場合。 1) 業務内容と無関係な分担業務 2) 分担業務の内容に対して過大又は過小な人員を配置 ③ 主任担当者について複数名記載した場合。 ④ 担当技術者について8名を超えて記載した場合。	数値化しない

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
主任担当者の経験及び能力	判断基準	
資格要件		
技術者資格	(様式-3) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① a) 「物件部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） b) 「物件部門」の補償業務管理士 ② c) 「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 d) 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。	① 4 ② 2
継続教育取組実績	C P Dの取得状況	
	(様式-3) C P Dの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 補償コンサルタントC P D協議会の発行するC P Dの取得ポイント証明書(写し)が有り、補償コンサルタントC P D協議会が推奨する単位(30単位)を満たしている者。 ② 上記以外	① 1 ② 0
業務経験	業務実績	
	(様式-3) 同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。	① 8 ② 4
	若手技術者	
	(様式-3) 若手技術者の活用について以下の順位で評価する。 ① 主任担当者に若手技術者（35歳以下）を配置する場合。 ② 主任担当者に若手技術者（40歳以下※）を配置する場合。※①を除く ③ 上記以外	① 6 ② 4 ③ 0
専門技術力	業務成績	
	令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 関東地方整備局発注の実績 2) 業務成績における全国評価の試行 3) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。 ① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 75点以上76点未満 ④ 74点以上75点未満 ⑤ 73点以上74点未満 ⑥ 60点以上73点未満	① 12 ② 10 ③ 7 ④ 5 ⑤ 2 ⑥ 0
	令和6年度に完了した業務について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の技術者評点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。 なお、職務上従事した立場は、主任担当者・担当技術者とする。	-5

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
優良表彰	(様式－3)	
	令和3年度以降令和6年度末までに完了した補償関係コンサルタント業務のうち、優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。	① 2 ② 1 ③ 1
	① 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長又は事務所長より受けた経験がある者。 ③ 関東地方整備局発注業務（港湾空港関係を除く）で、若手・女性技術者奨励賞を事務所長等より受けた経験がある者。 ただし、照査技術者として従事した業務、災害関連の感謝状の類は除く。	
照査技術者の経験及び能力		
資格要件		
	技術者資格	
	(様式－3②) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① a) 「物件部門」に係る補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） b) 「物件部門」の補償業務管理士 ② c) 「物件部門」に係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者。 d) 行政機関の職員時において、補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。	① 3 ② 1
継続教育取組実績		
	CPDの取得状況	
	(様式－3②) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 補償コンサルタントCPD協議会の発行するCPDの取得ポイント証明書(写し)が有り、補償コンサルタントCPD協議会が推奨する単位(30単位)を満たしている者。 ② 上記以外	① 1 ② 0
業務経験		
	業務実績	
	(様式－3②) 同種又は類似業務の実績を以下の項目で評価する。 ① 同種業務の実績を有する者。 ② 類似業務の実績を有する者。	① 3 ② 1
専門技術力		
	業務成績	
	令和3年度以降令和6年度末までに完了した業務（設計共同体としての業務を含む。）について、担当した関東地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の補償関係コンサルタント業務の平均技術者評点を下記の順位で評価する。なお、平均技術者評点はテクリス評価点及び関東地方整備局保有の評価点による。	① 10 ② 8 ③ 6 ④ 4 ⑤ 2 ⑥ 0
	評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。	
	1) 関東地方整備局発注の実績 2) 業務成績における全国評価の試行 3) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記3)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)から3)の実績がない場合は加点しない。	
	① 77点以上 ② 76点以上77点未満 ③ 75点以上76点未満 ④ 74点以上75点未満 ⑤ 73点以上74点未満 ⑥ 60点以上73点未満	

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
実施方針・実施フロー・工程計画その他（様式-7）	判断基準	
業務理解度（課題、着目理由）	<p>業務を履行するうえでの課題及びその理由が適切であり、業務目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p> <p>なお、課題については、最も重要と考えられるものを1項目記載することとし、2項目以上記載した場合、又は複数の課題を1項目として記載した場合は、加点しない。</p>	15
対応方針	課題、着目理由を踏まえ、適切な対応方針が記載されており、本業務の履行にあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	15
実施フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
工程計画	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。工程計画は予定履行期間内で記載すること。予定履行期間内で無い場合は加点しない。	10
仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。 また、以下の場合は技術提案書を無効とする。 ・業務の目的が理解されておらず、実施フローや工程計画の妥当性が著しく劣る場合。 ・様式-7に示された記載様式に適合しない（課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画以外の内容を記載した場合を含む。）技術提案である場合。	—	
賃上げの実施に関する評価	入札説明書（共通事項）17.（6）に示す賃上げの実施について、以下のいずれかで評価する。 ①入札説明書（共通事項）17.（6）1）を満たす賃上げ表明書を提出している。 ②上記以外	① 6 ② 0
ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価	入札説明書（共通事項）17.（7）に示すワーク・ライフ・バランス等推進企業について、以下のいずれかで評価する。 ①入札説明書（共通事項）17.（7）1）を満たす認定を受けている。 ②上記以外	①0.5 ② 0

様式-2

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	11,580,000	(消費税抜き)
調査基準価格	9,300,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60	

1. 件名 R7北首都国道用地調査等業務

2. 所属事務所 北首都国道事務所

3. 入札日時 令和7年11月17日 10:00~

業者名	技術評価点の内訳				履行確実性度	技術評価点合計(A)	第1回			備考	摘要
	予定管理技術者 の経験及び 能力	賃上げの実施 に関する評価	WLB等推進企業 の評価	実施方針			入札価格	価格評価点(B)	評価値 (A)+(B)		
評価のウェート	28.1	3.3	0.2	28.1		60.0000	—	60.0000	120.0000		
(株)エイト日本技術開発	23.6	3.3	0.2	24.7	1.00	52.0563	9,390,000	11.3471	63.4034		
(株)カワコン	21.4	3.3	0.0	18.0	1.00	42.8169	9,300,000	11.8134	54.6303		
(株)ランド・コンサルタント	22.5	3.3	0.0	19.0	1.00	45.0140	9,300,000	11.8134	56.8274		
(株)横打	23.6	3.3	0.0	16.3	1.00		11,700,000	予定価超過			
(株)間瀬コンサルタント	23.6	3.3	0.0	19.1	1.00	46.1971	9,330,000	11.6580	57.8551		
(株)四門	24.7	3.3	0.0	25.9	1.00	54.0845	9,300,000	11.8134	65.8979		落札
(株)神山設計	24.7	3.3	0.0	20.9	1.00	49.1267	11,000,000	3.0051	52.1318		
(株)八州	26.4	3.3	0.0	24.9	1.00		無効				
日本工営都市空間(株)	24.7	3.3	0.0	22.0	1.00		無効				
平和フィールド(株)	22.5	3.3	0.0	15.5	1.00		11,600,000	予定価超過			

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じたて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。

※評価値(A)+(B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A)+価格評価点(B)と合致しない場合があります。

開札後に履行確実性に関する審査を実施した結果、令和6年11月19日付けで落札決定した。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。